

消基発第 312 号  
令和 2 年 12 月 2 日

各市町村長  
各消防補償等組合管理者  
各水防組合管理者  
水害予防組合管理者  
各都道府県知事  
各都道府県消防協会長

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金  
常務理事 小池裕昭  
〔押印省略〕

消防団員公務災害防止研修事業実施要領の一部改正について（通知）

今般、消防団員公務災害防止研修事業実施要領（平成 13 年 4 月 3 日決定）の一部を下記のとおり改正するので通知します。

記

1 改正内容

別表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

2 改正理由

消防団員公務災害防止研修事業において新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、所要の規定を改正したもの

3 施行期日等

- (1) 改正後の消防団員公務災害防止研修事業実施要領は、令和 3 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (2) 施行日前に開催された消防団員公務災害防止研修については、なお従前の例による。